

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年4月13日

京都市農業委員会会長 中村安良

京都市農業委員会規則第1号

京都市農業委員会規則の一部を改正する規則

京都市農業委員会規則の一部を次のように改正する。

「

第2章 組織（第2条～第8条）

第3章 総会（第9条～第16条）

第4章 部会（第17条～第24条）

目次中 第5章 事務局（第25条～第34条） を

第6章 公印（第35条・第36条）

第7章 補則（第37条）

」

「

第2章 組織（第2条～第9条）

第3章 総会（第10条～第18条）

第4章 事務局（第19条～第28条）

第5章 公印（第29条・第30条） に改める。

第6章 補則（第31条）

」

第7条の見出し中「委員」の右に「等」を加え、同条第1項中「ときは、」の右に「市長及び」を加え、同条第2項中「委員」の右に「又は会長」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会長は、辞任しようとするときは、委員会に対しその旨を文書で届け出なければならない。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（推進委員）

第16条 会長は、推進委員に総会への出席を求めるときは、推進委員に対し

その旨を文書で通知しなければならない。

2 推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会に出席して意見を述べようとするときは、その旨を委員会に届け出なければならない。

第14条を第15条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(農地利用最適化推進委員の辞任)

第8条 農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）は、辞任しようとするときは、委員会に対しその旨を文書で届け出なければならない。

第4章を削る。

第5章中第25条を第19条とし、第26条から第30条までを6条ずつ繰り上げる。

第31条第1項第19号中「届出、」の右に「証明」を加え、同条同項第21条を削り、同条を25条とする。

第32条を第26条とし、第33条を第27条とし、第34条を第28条とする。

第5章を第4章とする。

第35条中「委員会、会長及び部会長」を「委員会及び会長」に改め、「農地部会長の印」及び「農政部会長の印」を削り、第6章中同条を第29条とする。

第36条を第30条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第37条を第31条とする。

第7章を第6章とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市農業委員会事務局)